



追良瀬内水面漁業協同組合内共第3号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、追良瀬内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（「あゆ・やまめ・いわな・うぐい」をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請をしてその承認を受けなければならない。  
2. 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。  
3. 組合は第1項の規定による申請があったとき、竿釣による遊漁には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。  
4. 第1項の承認を受けたものは、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
竿 釣	竿の長さ 10m以下

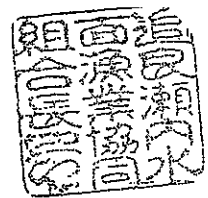
2. 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日～10月31日
や ま め	4月1日～9月30日
い わ な	同 上
う ぐ い	1月1日～12月31日

2. 追良瀬川河口から上流オサナメ川合流点の区域にあっては、4月1日から6月30日までの間は水産動植物を採捕してはならない。



(禁漁区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてそれぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1. 国道101号線追良瀬橋上流端から河口まで	1月1日～12月31日
2. 上切堰堤・濁水堰堤上下流50m区間内	同 上
3. オサナメ川全流域	同 上
4. (株)東北電力追良瀬ダム上流から上流の追良瀬川本支流域	同 上

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	1.5 cm
や ま め	同 上
い わ な	同 上
う ぐ い	同 上

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小・中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。ただし、第2項のただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣	1日500円・年5,000円
や ま め	同 上	同 上
い わ な	同 上	同 上
う ぐ い	同 上	同 上

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(c) 遊漁料の納付場所

- ・ 深浦町大字追良瀬字広野 組合事務所
- ・ 同 上字塩見崎 福沢商店
- ・ 同 上字松原 吉田商店

様式(1)

(表)



(裏)

	注 意 事 項
No. 平成 年 遊漁承認証(1年券)	(1)下記体長以下の魚類は採捕してはなりません。あゆ・やまめ・いわな・うぐい、1.5cm以下のもの。
本証持参者に遊漁を承認いたします。	(2)水産動植物は、次の漁法により採捕してはなりません。
住所	イ. 投網漁法(但し、行使規則に定められたものを除く)
氏名	ロ. 定められた魚種を採捕する場合、突く操作、又は水中眼鏡を使用してはならない。
MTS 年 月 日生	ハ. 爆発物、有毒物、水中に電流を通じ
1. 料 金 金5,000円	ての漁法、又は刺網を使用して採捕してはなりません。
2. 採捕魚種 漁業権の内容たる全魚種	(3)追良瀬川河口より上流オサナメ川合流点
3. 遊漁区域 河口から追良瀬橋間	の区域においては4月1日から6月30
を除く遊漁規則に定	日までの間、全魚種の採捕は禁ぜられて
められた区域	います。
遊漁の時期	(4)遊漁者は遊漁をする場合、承認証を携帯
あゆ 7月1日から12月31日まで	し、漁場監視員の要求があった時は、こ
やまめ・いわな 4月1日から	れを提示しなければなりません。
9月30日まで	(5)ブラックバス及びブルーギルが採捕され
うぐい 1月1日から12月31日まで	た場合は、再放流してはなりません。
5. 制限又は条件は裏面に示す。	その他、内水面漁業調整規則及び遊漁規則
6. オサナメ川支流は全期間禁漁	による。
発行者	河川をきれいにし、
追良瀬内水面漁業協同組合 (印)	魚を育てましょう。



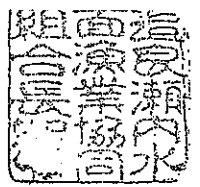
(表)



(裏)

<p>(日 券) No</p> <p>遊漁承認証</p> <p>本証持参者に遊漁を承認いたします。</p> <p>承認期間 平成 年 月 日限</p> <p>遊漁料 5 0 0 円</p> <p>※オサナメ川支流は全期間禁漁</p> <p>発行者</p> <p>追良瀬内水面漁業協同組合 印</p>	<p>注 意 事 項</p> <p>(1)下記体長以下の魚類は採捕してはなりません。あゆ・やまめ・いわな・うぐい、15cm以下のもの。</p> <p>(2)水産動植物は、次の漁法により採捕してはなりません。</p> <p>イ. 投網漁法(但し、行使規則に定められたものを除く)</p> <p>ロ. 定められた魚種を採捕する場合、突く操作、又は水中眼鏡を使用してはならない。</p> <p>ハ. 爆発物、有毒物、水中に電流を通じた漁法、又は刺網を使用して採捕してはなりません。</p> <p>(3)追良瀬川河口より上流オサナメ川合流点の区域にあつては4月1日から6月30日までの間、全魚種の採捕は禁ぜられています。</p> <p>(4)遊漁者は遊漁をする場合、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつた時は、これを提示しなければなりません。</p> <p>(5)ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはなりません。</p> <p>その他、内水面漁業調整規則及び遊漁規則による。</p> <p>河川をきれいにし、 魚を育てましょう。</p>
---	--





（遊漁承認証に関する事項）

- 第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。
2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。
2. 遊漁者は遊漁に際して、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は遊漁に際して、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、第5条に掲げる場所において川底を攪はんしてはならない。
5. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

（漁場監視員）

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
2. 漁場監視員は、別記様式第2項による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

追良瀬内水面漁業協同組合 遊漁規則 新旧対照表

現 行

改 正 後

(県内共通遊漁承認証に関する事項)  
第9条

この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、おな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、おな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円

2. 前項の遊漁料の納付場所及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

三戸郡三戸町大字八日町27 青森県内水面漁業協同組合連合会

3. 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式(3)のとおりとする。

4. 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5. 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)  
第10条

(遊漁に際し守るべき事項)  
第9条

(漁場監視員)  
第11条

(漁場監視員)  
第10条

(違反者に対する措置)  
第12条

(違反者に対する措置)  
第11条

追良瀬内水面漁業協同組合 遊漁規則 新旧対照表

現 行

改 正 後

～略～

様式(3)

第9条第3項に規定する共通遊漁承認証

年度	県内共通遊漁承認証	No.
遊漁者	住所	氏名
		年令
	有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	魚種	
	遊漁料	
	交付年月日	